

令和6年度喜界中学校生徒心得

1 登校・下校

- (1) 交通規則を守り、原則として制服を着用し、定められた通学路を通って登下校する。
- (2) 8時5分までに校門を通過し、8時10分までに教室入室完了、8時15分には静かに着席する。
- (3) 登下校で使用できる門は正門（歩行・バス通学生・送迎時）と東門（自転車通学生）のみとする。役場側階段は使用しない。
- (4) 自転車の通学はその条件を満たし許可を受けた者のみとする（条件は別に記載する）。自転車は、所定の場所に置く。
- (5) バス通学生は、決められたバス停及びバス時刻を守り、車内でのマナー・ルールを守る。バス通学生以外の生徒のバスの使用はできない。※但し、特別な事情がある場合は、事前に相談する。
- (6) 欠席・遅刻する場合は、保護者が学校（担任）へ連絡する。
- (7) 下校時刻（バス発車時刻）は次のとおりとする。
ア 部活動生以外（部活動休養日）…A校時16:30 B校時16:00 S校時16:15
イ 部活動生…（4月～7月）18:30 （9月）18:15 （10月～1月）17:45 （2月～3月）18:15
- (8) 下校途中の買い物や寄り道等はしない。

2 校内生活

- (1) 全校朝会や生徒集会、学年集会では、制服を着用する。
- (2) 始業チャイム1分前には着席し、黙想をして、教科担任が来るのを待つ。
- (3) 普段の学校生活において、危険な場所や死角となる場所で過ごしたり遊んだりすることは禁止とする。ただし、部活動で使う場合は顧問の許可を得て、顧問の責任の下、使用する。
- (4) 職員室や他の教室に入るときは、入室の許可を得てきちんとあいさつをする。
- (5) 学用品やその他の自分の持ち物には全て記名し、生徒間で物品の貸し借りはしない。学習に不要なものは絶対に持てこない。学校における学習や教育活動に必要な物は全て「不要物」とみなす。
- (6) 学校納金は登校後すぐに納める。事情があって現金を持ってきた場合は、担任または学年の先生方に預ける。
- (7) 上履きと下履きの区別をする。体育館では指定された体育館シューズを使用する。
- (8) 学校の用具等、公共物を大切にする。使用する場合は、許可を得る。また、使用後は後始末をきちんとする。
- (9) 日曜日やその他の休日に登校した場合は、許可を得てから校舎内に入る。
- (10) 体育時以外のカバンの教室からの持出しあはない。またトイレ内で着替えたり、歯磨きをしたりしない。（決められた場所で行う。）
- (11) 校舎内及び校舎付近では落ち着いて行動する。特にA棟玄関付近は音が響き、来客も多いためサイレントゾーンと定めている。
- (12) タオルは小さめのものとし、折りたたんで持ち歩くようにする。
- (13) 携帯電話・スマートフォン、その他の通信機器や電子機器を校内に持ち込まない。
- (14) トイレは使用を許可された場所を使用する。
- (15) 原則、他学年の教室に行くことは禁止とする。生徒会活動・部活動等、教師の指示等がある場合はこれに限らない。
- (16) 無香料の制汗シートの使用のみ許可する。その他の制汗剤は使用しない。
- (17) 校舎を含む建物の窓枠に座ったり、外に出たりする等の危険行為は、安全管理上、固く禁止とする。
- (18) スリッパ（上履き）は学年で指定された色のものとする。かかと部分と甲の部分の二か所に記名をする。落書きはしない。

3 服装・容儀（男女共通）「正しい制服の着こなしができる喜界中生であれ」

- (1) 制服の詳細な規定については、別にこれを定める。
 - (2) 制服は原則として、（気候に応じて）自分の判断で着こなすが、入学式や始業式などの行事の際はそろえる。
 - (3) 男子のカッターシャツと女子の夏服のブラウスは、半袖または長袖とする。
- 学校生活においては制服（ネームをつける）を着用する。体育服は、原則、体育の授業と教師側から指示があつた場合のみとする。

- (4) 上着は、冬季特に寒いときは、白・黒・紺・グレーの単色またはワンポイント（こぶし大）のみのトレーナーやセーターなどの着用を認める。ただし、ハイネックやカーディガン、バックプリント、パーカー等は認めない。袖や制服の下から防寒着が見えないような着こなしをする。
- (5) 髮型について
- ア 前髪が目にかかるない（正常な整髪状態で）。
- イ 中学生らしい髪型とする。（入試を受けにいくことができる事が規準）整髪料は使用しない。また、ドライヤー等で不自然な髪型にしない。部分的に長さを変えたりしない。
- ウ 染髪、脱色やアイパー、ストレートパーマ、パーマ、カール、ヘアーアイロン、エクステンション、縮毛矯正等は禁止する。
- ※ 特別な事情がある場合には、必ず事前に相談をする。
- (6) 体育シャツ、短パン、ジャージは学校指定のものとし、正しい着こなしをする。
- (7) くつ（下履き）は全て白色でひも付きの運動靴とし、色物は禁止する。部活動で使用する靴をはいて登下校しない。
- (8) 靴下は、白または白を基調としたワンポイントとする。ワンポイントのサイズは、親指2本分とし、白・黒・紺・灰など派手でないものとする。また、つま先やかかとなど底面の黒・灰を認める。
- (9) 学校生活に不要なもの（指輪、ネックレス、ブレスレット、アンクレット、ピアス、ミサンガ等）は健康器具でも身につけない。
- (10) 眉に手を加えたり、整えたり、化粧（口紅等含む）はしない。
- (11) 爪を長くのばしたり、マニキュアを塗ったり、磨いたりしない。
- (12) 学生（通学）かばんやセカンド（補助）バックにつけるキー ホルダー等はこぶし大の物までを1個は認める（目印になるようなものとして）。お守り等も1つとみなす。
- (13) 厳寒時の手袋の使用は可とし、学校の生徒玄関に入ったら外す。マフラー やネックウォーマーの校舎内での使用は禁止とする。カイロの使用は可とするが、学校ではポケットから出さずに使用し、家庭で処分する（校内のゴミ箱に捨てない）。

4 服装・容儀（男子）

- (1) 上着について
- ア 学校指定の学生服とする。学生服の下は、開襟シャツのみとする。ボタンは全て留める。上着を脱ぐ際には必ず開襟シャツとする。上着の袖をまくらない。
- イ 夏服は開襟シャツを着用する。また、衛生面から下着を必ず着用する。下着は、無地のものとし（白以外は）見えないような着こなしをする。（体育用Tシャツは可）。開襟シャツはベルトが全て見えるようにズボンの中にきちんと入れる。
- (2) ズボンについて
- ア 学校指定の学生ズボンとする。
- イ 黒・紺の無地の1つ穴のベルト（学生ベルト）を必ず着用する。二つ穴など装飾的なベルトは使用しない。布製でもよい。ゆるませずにしっかりとしめる。
- (3) 髮型について
- ア 横の髪は耳にかかるないようにする。
- イ 後ろ髪は襟にかかるないようにする。
- ウ 一部を極端に短く（3mm以下）しないシンプルな髪形とする。

5 服装・容儀（女子）

- (1) 上着について
- ア 必ずリボンを付ける。緩めて着用しない。
- イ 夏服の下には下着を必ず着用する。下着は、無地のものとし（白以外は）見えないような着こなしをする。（体育用Tシャツは可）。

(2) スカートについて

- ア スカートの長さは、ひざ頭の下部が完全にかくれる長さとし、極端に長くしたり、短くしたりしない。
- イ ウエスト部分で折り返して調節をしない。
- ウ 冬季の特に寒いときは、スカートの下に黒（無地）のタイツの着用を認める。但し、体育服で過ごす際は、タイツを脱ぎ、白の靴下【3-(8)の規定にそったもの】に履き替える。

(3) スラックスを希望する生徒は、男子に準ずる。

(4) 髮型について

- ア 後ろ髪は肩にかかるないようにし、肩にかかるたら1つか2つにくくる。
- イ 髪をくくる場合は、ゴムや小さくて細いピンのみを使用する。ゴムやピンの色は黒・紺・茶とし華美なヘアピン等は使用しない。
- ウ 高い位置で結ばないなどアレンジしない髪形とする。

6 かばん・バッグ

(1) 学生（通学）かばんについて

- ア 原則、学生カバン（学校指定のリュック型の通学カバン）とし、置き場所は指定された場所とする。
- イ シールやステッカーをはったりしない。カバンに落書きをしない。
- ウ カバンは、背負うか、手を持つ。体の前で抱いたり掛けたりしない。

(2) セカンド（補助）バッグについて

- ア 学校指定の手提げ型の補助バッグのみとする。
- イ セカンドバックには、教科書・ノート等は入れない。また、セカンドバックのみでの登校は原則として認めない。（指示があった場合を除く）

7 自転車通学

- (1) 自転車通学生は、荒木、池治、中間、先内集落の生徒とし、所定の手続きをとる。ヘルメットを必ず着用し、安全を考慮し学生カバンは荷台にくくる。上記以外の生徒の自転車通学は認めない。
- (2) 通学用自転車は前かご、荷台のある鍵付きの実用車、軽快車とする。また、防犯登録を行い、必ず自転車保険に加入する。
※ 前記条件を満たせば、一文字ハンドルでもかまわない。ただし、マウンテンバイク等は安全上禁止する。
- (3) 学校での自転車点検だけでなく、自分でもきちんと定期的な安全点検を行う。
- (4) 二人乗り、無灯火運転、蛇行運転、並進等危険な運転、周りの人に迷惑になる運転は絶対にしない。
- (5) ハンドルなど自分で勝手に改造しない。

8 諸届け

- (1) 学校用具、ガラス、その他公共のものを破損した場合、担任（顧問）の先生に届け出る。原則として、自己負担で修繕を行う。
- (2) 学校内外における、交通事故を含むいろいろな事件等については、加害・被害・目撃にかかわらず、必ず学校（担任）に届け出る。
- (3) 船舶または鉄道を利用して旅行する場合は、以下の手続きにより学生割引を受けることができる。
 - ア 学校指定の旅行届けを担任より受け取り、記入・押印して提出する。
 - イ 学生割引証を、担任または学割発行係から受け取る。
 - ウ 学生割引証に必要事項を記入して、乗船（車）券購入の際に提出する。身分証明書の提示が必要な場合は在学証明書を発行してもらう。

9 校外生活

- (1) 外出の時は、行き先と帰宅時間を家の人に知らせておく。
- (2) 放課後や休日に用事があつて学校に来るときは制服を着用する。ただし、部活動に参加する場合は、体育服、学校指定のジャージ、部活指定のものでもよい。
- (3) カラオケボックスへの出入りは、保護者同伴のみとする。生徒だけでの利用はしない。
- (4) 映画、その他の興行物の観覧は、学校の推薦するものに限る。
- (5) 友人間の金銭の貸し借りはしない。
- (6) 夏休みなど、長期の休業の際は、別に示される校外生活のきまりを守る。
- (7) 夜間の外出（日没後）は保護者同伴とし、深夜徘徊・外泊はしない。
- (8) 島外へ旅行する場合は、必ず学校に届ける。学割の申請は早めにする。
- (9) 携帯電話・スマートフォン等の所持及び使用については、「スマホ、ゲーム機を利用するときの約束」（町PTA連絡協議会、町校長会、町教育委員会発行）に基づき、家庭内で使用時間や使用場所、フィルタリング設定やオンラインゲーム等の使用方法について、よく話し合うこと。生活習慣が乱れたり、人間関係のトラブルや事件、事故等の問題を起こしたり、巻き込まれたりしないよう決められたルールを必ず守る。
- (10) 自転車に乗る際は、必ずヘルメットを着用する。（自転車保険にも加入する。）
また、二人乗り、無灯火運転、蛇行運転、並進など危険な行為は絶対にしない。

※ 違反があった場合は、以下のようにします。



- I 注意や指導に素直にすぐ従い、その場で違反を直すことができる生徒になる。注意や指導には「すみませんでした」や「ありがとうございました」と、応えられるようにする。
- II 注意や指導に素直にすぐ従うことができない場合は、別室指導とする。
- III 違反の種類や頻度に応じて、①再登校指導（家に帰って直してから来る）②保護者連絡（違反改善の協力）
③保護者に迎えに来てもらい下校 ④保護者との教育相談 ⑤出席停止の勧告・実行